

おいしさ、ふれあい。  
**IPPOURMARUM**

証券コード：2281

# 第79回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2026年6月25日（木曜日）  
午前10時



開催場所

東京都港区海岸1丁目11番2号  
アジュール竹芝13階「飛鳥の間」



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型  
株式報酬制度改定の件

## 三冠受賞!



香薫あらびきポーク  
2022年ITI三ツ星受賞



香薫あらびきポーク  
2024年DLG金賞受賞



香薫あらびきポーク  
2022年IFFA金賞受賞

味わい豊かな内なる「<sup>かお</sup>香り」  
食欲をそそる外からの「<sup>かお</sup>薫り」



イメージ

# 株主の皆様へ

代表取締役会長 千葉 尚登

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第79回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

プリマハムは、1931年の創業以来、ハム・ソーセージの製造はもとより、加工食品事業、食肉事業を展開し、お客様との絆を大切にしながら安全・安心な商品の提供に努め、日本の食肉文化の浸透とともに、成長してまいりました。

当社の目指す姿「おいしさと感動で、食文化と社会に貢献」を実現すべく、「正直で基本に忠実、商品と品質はプリマの命、絶えざる革新でお客様に貢献」を経営理念と定義しております。さらに、持続可能な社会の実現にむけて、サステナビリティ委員会を通じて、重要課題（マテリアリティ）の解消にむけて従来以上に議論し、サプライチェーンマネジメントの強化をはじめとした諸施策に取り組んでおります。

時代とともに食シーンや販売チャンネルが多様化するなか、これまで培ってきたノウハウと新たな技術を結集し、「総合プロテイン企業」としてあらゆるステークホルダーの皆様の満足度を高められるような商品やサービスなどを提供すべく、さらなる挑戦を続けてまいります。

皆様の笑顔を絶えず思い浮かべながら、「いつも、ずっと、お客様に愛され、支持される会社」になるため、役員・従業員一同たゆまぬ努力を続けてまいりますので、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

2026年6月

## 目指す姿 — おいしさと感動で、食文化と社会に貢献 —

### 経営理念

正直で基本に  
忠実

商品と品質は  
プリマの命

絶えざる革新で  
お客様に貢献

株 主 各 位

証券コード：2281

2026年6月3日

(電子提供措置の開始日2026年5月29日)

本 店 東京都品川区東大井三丁目17番4号

本社事務所 東京都品川区東品川四丁目12番2号

**プリマハム株式会社**

代表取締役会長 千葉 尚登

## 第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- |                  |   |
|------------------|---|
| 1. 日 時           | 2026年6月25日（木曜日）午前10時  |
| 2. 場 所           | 東京都港区海岸1丁目11番2号<br>アジュール竹芝13階 「飛鳥の間」  |
| 3. 会 議 の<br>目的事項 | (1) 報告事項 1) 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）<br>事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び<br>監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2) 第79期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）<br>計算書類の内容報告の件<br>(2) 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件<br>第2号議案 取締役6名選任の件<br>第3号議案 監査役1名選任の件<br>第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件 |

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、お手数ながらアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

#### 当社ウェブサイト

<https://www.primaham.co.jp/ir/library/annualreport/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（プリマハム）又は証券コード（2281）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

書面による議決権行使の場合は、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

4. 注意事項
- 株主総会資料（株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告）は、電子提供制度に基づき提供いたしますので、本招集ご通知3頁に記載のURLにアクセスして頂き、当該ウェブサイトからご確認くださいようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類については、お手元でも資料の要点をご確認いただけるよう、ウェブサイトに掲載しているもののサマリーを書面にてお送りしております。また、本定時株主総会の基準日までに書面交付請求をされた株主様には、法令の定めに従い、電子提供措置事項を記載した交付書面をご送付しております。次回以降、書面での資料の送付を希望される株主様で、書面交付請求の手続きをなさっていない方は、定時株主総会の基準日までに書面交付請求を行って頂きますよう、お願いいたします。書面交付請求のお手続きは、当社の株主名簿管理人の三井住友信託銀行株式会社又はお取引の証券会社までお問い合わせ下さい。
  - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
  - 次の事項につきましては、法令及び当社定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
    - ①事業報告の以下の事項  
「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
    - ②連結計算書類の以下の事項  
「連結注記表」
    - ③計算書類の以下の事項  
「個別注記表」
  - 書面とインターネットの双方により議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。
  - 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出頂きますようお願い申し上げます。
  - 本定時株主総会におけるお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

以 上

当社ウェブサイト ▶ <https://www.primaham.co.jp/ir/library/annualreport/>

## 議決権行使のご案内



株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

### 書面(郵送)で議決権を行使する方法



#### 行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時到着分まで

### インターネットで議決権を行使する方法



#### 行使期限

2026年6月24日(水曜日)  
午後5時入力完了分まで

### 株主総会にご出席する方法



#### 株主総会開催日時

2026年6月25日(木曜日)  
午前10時

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日


1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_

(初取換)

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1号・3号・4号議案

賛成の場合 ▶ **「賛」** の欄に○印

反対する場合 ▶ **「否」** の欄に○印

### 第2号議案

全員賛成の場合 ▶ **「賛」** の欄に○印

全員反対する場合 ▶ **「否」** の欄に○印

一部の候補者に  
反対する場合 ▶ **「賛」** の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号  
をご記入ください。

書面(郵送)及びインターネットの双方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。  
また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

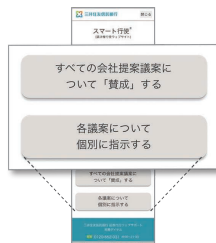
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

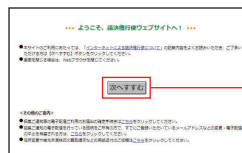
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

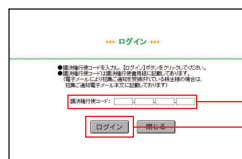
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

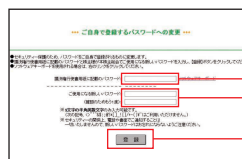
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号： **0120-652-031** (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 第79回定時株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

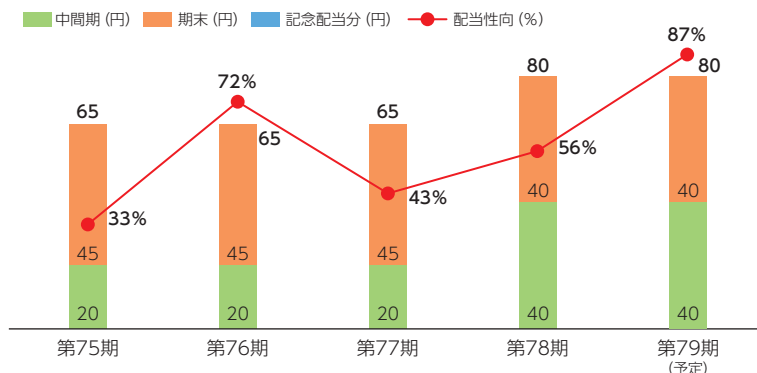
当社は、株主の皆様への利益配分を経営の重要課題と捉えております。当社の剰余金の配当等の決定に関する方針といたしましては、配当性向40%以上を目標とする一方、経営基盤の強化及び将来への必要な投資に向けた内部留保の充実を図りつつ安定配当を実現することとしております。

当期期末の剰余金の処分につきましては、業績及び今後の事業展開等を総合的に勘案して、株主様への利益配分として1株につき40円の期末配当金を還元させていただきたいと存じます。なお、中間配当として1株につき40円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当は1株につき80円となります。

## 期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭といたします。
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき 金40円 配当総額 金2,013,397,920円
3 配当がその効力を生じる日	2026年6月26日といたします。

## (ご参考) 1株当たり年間配当金の推移



## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役5名全員（うち社外取締役3名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の事業拡大のため1名増員して取締役6名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者については、その候補者決定における公平性、透明性を確保するため、代表取締役会長と社外取締役で構成している経営諮問委員会に諮問し、答申を受け、取締役会で決議しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名	現在の当社における地位	候補者帰属	取締役会 出席回数
1	ちば なおと 千葉 尚登	代表取締役会長	再任	15/15回 100.0%
2	あべ くにあき 阿部 邦明	社長執行役員	新任	15/15回 ※ 100.0%
3	たい けんいち 鯛 健一	取締役専務執行役員	再任	11/11回 100.0%
4	いで ゆうぞう 井出 雄三	取締役	再任 社外 独立	15/15回 100.0%
5	つじた よしの 辻田 淑乃	取締役	再任 社外 独立	15/15回 100.0%
6	にし もと つよし 西本 強	—	新任 社外 独立	—

※阿部 邦明氏の取締役会出席回数は当社監査役としての出席回数です。

候補者  
番号

1

ち ば な お と  
千葉 尚登

(1958年10月31日生)

再任



所有する当社株式の数  
33,461株  
業績連動型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
17,629株  
合計 51,090株  
取締役在任年数10年  
取締役会出席回数  
15/15回 (100.0%)

#### 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 伊藤忠商事(株)入社  
2004年4月 同社飼料・穀物部長  
2005年4月 同社食料経営企画部長  
2007年4月 同社生鮮・食材部門長  
2013年4月 同社生鮮食品部門長  
2014年4月 同社執行役員  
2014年4月 同社食品流通部門長  
2015年4月 Dole Asia Holdings Pte.Ltd.出向 (EXECUTIVE VICE PRESIDENT,  
DIRECTOR) (シンガポール駐在)  
2016年4月 当社常務執行役員加工食品事業本部分掌、食肉事業本部分掌、監査部  
担当  
2016年6月 当社常務取締役、加工食品事業本部長  
2018年6月 当社代表取締役社長  
2019年6月 当社社長執行役員  
2026年4月 当社代表取締役会長 (現)

#### 取締役候補者とした理由

千葉 尚登氏は、当社の業績の向上に功績を残すとともに、経営者として豊富な経験と実績を有しております。また、取締役会議長として、取締役会を適切に運営してきました。経営トップとしての豊富な経験と幅広い見識を、今後は取締役会長として経営の監督や取締役会の意思決定機能の強化、ならびに新経営体制のサポートに活かしていただくため、引き続き取締役候補者としたしております。

候補者  
番号

2

あ べ く に あ き  
阿部 邦明

(1968年11月27日生)

新任



### 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1991年4月 伊藤忠商事(株)入社  
2011年4月 同社食品流通部門食品流通戦略室長  
2016年4月 同社食品開発部長  
2019年4月 同社食料経営企画部長  
2022年4月 同社執行役員食料経営企画部長  
2023年4月 同社執行役員生鮮食品部門長  
2023年6月 当社監査役  
2024年4月 伊藤忠商事(株)上席執行理事生鮮食品部門長  
2026年4月 当社社長執行役員(現)

所有する当社株式の数  
0株  
業績連動型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数

0株  
合計 0株  
取締役会出席回数

15/15回(100.0%)  
※取締役会出席回数は  
当社監査役としての出  
席回数です。

### 取締役候補者とした理由

阿部 邦明氏は、総合商社において生鮮食品部門長や当社監査役を歴任するなど、畜産をはじめとする生鮮食品全般に関する豊富な経験と高い専門的知見を有しております。また、当社監査役として経営を監督する立場から、当社グループの経営課題や事業上の重要論点について十分な見識を有しております。当社グループの更なる企業価値の向上を担う取締役の任として相応しい人物と判断し、新たに取締役候補者といたしております。

候補者  
番号

3

たい  
鯛

けん いち  
健一

(1966年9月12日生)

再任



所有する当社株式の数  
1,390株  
業績連動型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
1,888株  
合計 3,278株  
取締役在任年数1年  
取締役会出席回数  
(取締役就任後)  
11/11回 (100.0%)

### 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1989年4月 伊藤忠商事(株)入社  
2010年4月 伊藤忠タイ会社 (バンコック駐在)  
2011年7月 伊藤忠マネジメント・タイ会社 (バンコック駐在)  
兼 伊藤忠タイ会社  
2014年4月 伊藤忠商事(株)畜産部長  
2019年4月 同社生鮮食品部門長  
2019年6月 当社取締役  
2021年4月 伊藤忠商事(株)執行役員  
2023年4月 当社常務執行役員食肉事業本部食肉営業事業部長  
2024年4月 当社常務執行役員営業本部東日本支社長  
2024年8月 当社常務執行役員総合企画本部長  
兼 総合企画室長 兼 PRIMA Next Project Manager  
2025年4月 当社常務執行役員総合企画本部長  
兼 総合企画部長 兼 PRIMA Next Project Manager  
2025年6月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長  
兼 総合企画部長 兼 PRIMA Next Project Manager  
2025年10月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長  
兼 総合企画部長 兼 IT推進部長  
兼 PRIMA Next Project Manager  
2026年4月 当社取締役専務執行役員総合企画本部長  
兼 PRIMA Next Project Manager (現)

### 取締役候補者とした理由

鯛 健一氏は、総合商社において海外駐在の経験や、生鮮食品部門長を歴任するなど、畜産をはじめとする生鮮食品全般に関する高い専門的知見を有し、それらを活かし、当社において総合企画を担当しております。その経験と見識が当社グループの更なる企業価値向上に活かされるものと判断し、引き続き取締役候補者としたしております。

候補者  
番号

4

い で ゆう ぞう  
井出 雄三

(1954年9月24日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数  
2,612株  
業績連動型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
0株  
合計 2,612株  
取締役在任年数6年  
取締役会出席回数  
15/15回 (100.0%)

### 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1977年4月 (株)ワコール (現(株)ワコールHD) 入社  
(旧(株)ワコールは2005年7月持株会社となり(株)ワコールHDに商号変更)  
2006年4月 (株)ワコール (事業会社) 執行役員  
2008年4月 (株)ワコール (事業会社) 取締役専務執行役員  
2014年4月 (株)ワコール (事業会社) 取締役副社長執行役員  
2014年6月 (株)ワコールHD常務取締役  
2016年6月 (株)ワコールHD取締役  
2018年6月 (株)ワコール (事業会社) 取締役  
2020年5月 コスモ(株)社外取締役 (現)  
2020年6月 当社取締役 (現)

### (重要な兼職の状況)

コスモ(株)社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

井出 雄三氏は、グローバルな大手製造業の企業経営を担い、豊富な経験と海外事業展開、経営戦略、サステナビリティや営業・マーケティングに関する深い見識を有しております。このことより、当社が経営戦略を推進していく上で、独立した立場から監視、支援及び適切な助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者としたしております。また、同氏が選任された場合は、経営諮問委員会委員としても当社の役員候補者の選解任に関する事項、役員報酬に関する事項、コーポレート・ガバナンスに関する重要な事項等について客観的・中立的立場で関与頂く予定です。

候補者  
番号

5

つじ た よし の  
辻田 淑乃

(1964年8月19日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数  
1,938株  
業績連動型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
0株  
合計 1,938株  
取締役在任年数 4年  
取締役会出席回数  
15/15回 (100.0%)

#### 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

1987年3月 スイス銀証券会社入社  
1989年1月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社  
1999年6月 チェース・マンハッタン銀行 バイス・プレジデント  
2001年2月 JPMorgan証券会社 バイス・プレジデント  
2002年3月 日本たばこ産業(株)入社  
2006年6月 同社経営企画部部長  
2014年9月 同社コンプライアンス統括室長  
2016年4月 同社IR広報部長  
2020年3月 (株)ルリエ代表取締役 (現)  
2020年4月 ユキグニファクトリー (株) 社外取締役(現)  
2022年6月 当社取締役 (現)  
2022年9月 ユカイ工学(株)取締役 (現)

#### (重要な兼職の状況)

(株)ルリエ代表取締役 ユキグニファクトリー (株) 社外取締役 ユカイ工学(株)取締役

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

辻田 淑乃氏は、国内外企業におけるグローバルで豊富な経験と、経営及び多様性に関する深い見識、財務・経理に関する高度な専門知識を有しております。このことより、当社が経営戦略を推進していく上で、独立した立場から監視、支援及び適切な助言を期待できることから、社外取締役候補者といたしております。また、同氏が選任された場合は、経営諮問委員会委員としても当社の役員候補者の選解任に関する事項、役員報酬に関する事項、コーポレート・ガバナンスに関する重要な事項等について客観的・中立的立場で関与頂く予定です。

候補者  
番号

6

にしもと  
西本

つよし  
強

(1973年11月21日生)

新任 社外 独立



所有する当社株式の数  
0株  
業績連動型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
0株  
合計 0株

### 略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況

2000年4月 西村総合法律事務所  
2002年12月 日比谷パーク法律事務所  
2006年5月 米国コロンビア大学ロースクール修士課程 (LL.M.)修了  
2006年9月 ヒューズ・ハーバード・アンド・リード法律事務所 (ニューヨーク) にて客員弁護士  
2007年2月 ニューヨーク州弁護士登録  
2007年4月 日比谷パーク法律事務所復帰 (現)  
2011年1月 (株)エニグモ社外監査役  
2018年3月 公益財団法人日本サッカー協会 監事  
2018年3月 (株)ブロードリーフ社外監査役 (現)  
2020年6月 (株)島津製作所社外監査役 (現)  
2022年4月 (株)エニグモ社外取締役 (監査等委員)  
2024年3月 公益財団法人日本サッカー協会 理事  
2026年3月 財団法人日本サッカー協会 常務理事 (現)

### (重要な兼職の状況)

日比谷パーク法律事務所パートナー  
(株)ブロードリーフ社外監査役  
(株)島津製作所社外監査役  
公益財団法人日本サッカー協会常務理事

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西本 強氏は、国内外において弁護士として豊富な経験と高度な専門知識を有しております。このことより、独立した立場から当社経営の監視・監督を期待できることから、社外取締役候補者といたしております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断しております。また、同氏が選任された場合は、経営諮問委員会委員としても当社の役員候補者の選解任に関する事項、役員報酬に関する事項、コーポレート・ガバナンスに関する重要な事項等について客観的・中立的立場で関与頂く予定です。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.井出 雄三氏、辻田 淑乃氏及び西本 強氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 3.井出 雄三氏が社外取締役として就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって6年になります。
- 4.辻田 淑乃氏が社外取締役として就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年になります。
- 5.当社は、井出 雄三氏、辻田 淑乃氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該各契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、井出 雄三氏、辻田 淑乃氏の再選が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- 6.西本 強氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
- 7.当社は、井出 雄三氏、辻田 淑乃氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 8.当社は、西本 強氏の選任が承認された場合は、同氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- 9.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償が請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。現在、西本 強氏以外の本選任議案の各候補者が当該保険契約の被保険者であるとともに、各候補者の選任が承認された場合は、西本 強氏を含む候補者全員が、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 10.千葉 尚登氏、阿部 邦明氏及び鯛 健一氏の「略歴、当社における地位及び担当ならびに重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等である伊藤忠商事㈱及びその子会社等における現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。
- 11.千葉 尚登氏、鯛 健一氏、井出 雄三氏、辻田 淑乃氏の所有する当社株式の数には、当社持株会を通じて保有する単元未満株（100株未満株）も含めております。
- 12.業績連動型株式報酬制度に基づく交付予定株式の数には、業績連動型株式報酬制度における付与済みの確定したポイント数に相当する株式の数を記載しております。また、退任時に金銭報酬として支給する部分に相当する株式の数も含めております。当社の業績連動型株式報酬制度の概要は後記の事業報告「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

## 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役阿部 邦明氏は、2026年3月31日をもって、辞任により退任いたしましたので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、監査役候補者上垣内 義博氏は、監査役阿部 邦明氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより退任した同監査役の任期の満了する時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

かみがいち よし ひろ  
上垣内 義博 (1972年8月2日生)

新任



所有する当社株式の数  
0株

### 略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

1996年4月 伊藤忠商事(株)入社  
2017年4月 同社食料部門食糧戦略室長  
2020年4月 同社食料・穀物部長代行  
2022年4月 同社食料経営企画部長代行  
2023年4月 同社食料経営企画部長 兼CP・CITIC戦略室  
2026年4月 同社執行役員生鮮食品部門長(現)

### (重要な兼職の状況)

伊藤忠商事(株)執行役員生鮮食品部門長  
Dole International Holdings(株)代表取締役  
Dole Asia Holdings Pte. Ltd./ Director  
PT Aneka Tuna Indonesia / President Commissioner  
HyLife Group Holdings LTD./ Director  
ITOCHU TAIWAN INVESTMENT CORPORATION / 董事長

### 監査役候補者とする理由

上垣内 義博氏は、総合商社における豊富な経験と高度な専門知識を有しているため、監査役としての任に相応しい人物と判断し、新たに監査役候補者としたしております。

(注) 1.上垣内 義博氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.上垣内 義博氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。

3.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償が請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約によって填補することとしております。同氏の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

4.上垣内 義博氏の「略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況」の欄には、当社の親会社等である伊藤忠商事(株)及びその子会社等における現在又は過去10年間の業務執行者であるときの地位及び担当を含めて記載しております。

## 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の改定の件

### 1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2018年6月28日開催の第71回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）を対象とした業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「BBT制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、今日に至っております。

本議案は、BBT制度の一部を改定し、当社の取締役に給付する株式の給付時期を在任時に変更したうえで、当該株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（=Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下「本制度」といいます。）へ改定することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、①取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるとともに、取締役が議決権の行使や配当の権利等の株主の皆様と同様の権利を有することで、より株主の皆様に近い目線で価値を共有することを目的としていること、②本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終結後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、当社の経営諮問委員会から、本制度の目的、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付与の効果等を踏まえ、本制度の内容は相当であるとの答申を得ております。

本議案は、BBT制度と同様、2018年6月28日開催の第71回定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額400百万円以内（うち社外取締役分として年額50百万円以内）。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に對して支給するため、報酬等の額及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

なお、2019年5月13日開催の取締役会において、当社の取締役を兼務しない執行役員の一部をBBT制度の対象として追加することを決定しておりますが、本議案が原案通り承認可決された場合には、同様に、当社の取締役を兼務しない執行役員の一部を本制度の対象とする予定です。

### 2. 本制度に係る報酬等の額及び具体的な内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、BBT制度に基づき設定された信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に對して、当社が定める役員株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。また、本制度への改定に伴い、BBT制度において本定時株

主総会終結の時点で在任する取締役が付与済みのポイントについては、本議案の承認可決を条件に、本定時株主総会后、当社が別途定める時期にその一部について当社株式として給付し、残部は当該取締役の退任時に当社株式を時価で換算した金額相当の金銭として給付いたします。取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

- (2) 本制度の対象者となる取締役  
社外取締役を除く当社の取締役

- (3) 信託期間

BBT制度に係る信託期間の開始日である2018年8月22日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規定の廃止等により終了します。）

- (4) 信託金額（報酬等の額）

当社は、2019年3月末日で終了した事業年度から開始する3事業年度ごとの期間（以下、当該3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）を対象としてBBT制度を導入しております。当社はBBT制度に基づき、本信託による当社株式の取得の原資として、本信託設定時に234百万円を本信託に拠出しており、その後、2019年6月に72百万円を追加拠出してあります。

BBT制度に基づき、当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本制度への改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。また、本議案のご承認の後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに取締役分として390百万円（本制度の対象者に取締役以外の者が含まれる場合には、当該他の対象者のための金額を加えることとします。）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して本制度の対象者に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象者に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、取締役分として390百万円（本制度の対象者に取締役以外の者が含まれる場合には、当該他の対象者のための金額を加えることとします。）を上限とします。

かかる信託拠出額上限（報酬等の額）につきましては、下記（6）に基づき、今後、取締役に付与することとなるポイント数の見通し及び当社の株価の動向等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、信託拠出額上限（報酬等の額）につき、その水準は本制度への改定前後で同額です。

当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、取締役が付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり26,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は、26,000ポイント×3事業年度より、取締役分として78,000株となります（本制度の対象者に取締役以外の者が含まれる場合には、当該他の対象者のための取得株式数が増加することとなります。）。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役に給付される当社株式等の数の上限

取締役に、各事業年度に関して、役員株式給付規定に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、26,000ポイントを上限とします（本制度の対象者に取締役以外の者が含まれる場合には、当該他の対象者のためのポイント数の上限を追加で設定します。）。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。なお、取締役に付与することができるポイント数の上限につき、2018年10月1日を効力発生日とする株式併合に伴い調整を行っており、その水準は本制度への改定前後で同等です。

なお、取締役に付与されるポイントは、下記（7）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時まで当該取締役に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のとおりに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規定に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3.のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規定の定めに従って、その時点で在任する本制度の対象者に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規定の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により本制度の対象者に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

### 3. 本制度の対象者に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

本制度の対象者が在任中に当社株式の給付を受ける場合、本制度の対象者は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（本制度の対象者は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において本制度の対象者が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

#### ① 譲渡制限の内容

本制度の対象者は、当社株式の給付を受けた日から本制度の対象者たる地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

#### ② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

#### ③ 譲渡制限の解除

本制度の対象者たる地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

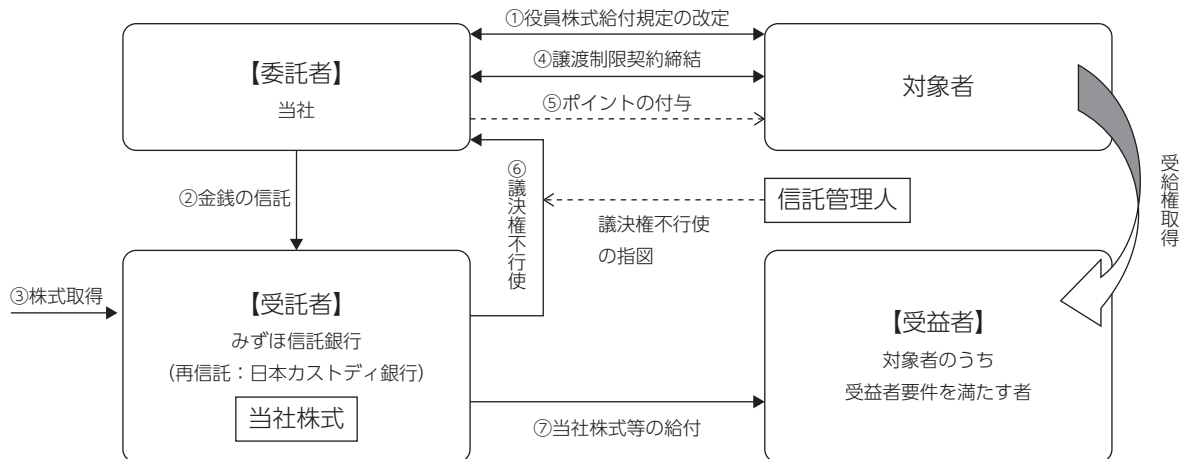
#### ④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に本制度の対象者が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規定」を改定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 本制度の対象者は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規定に基づき本制度の対象者にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に本制度の対象者のうち役員株式給付規定に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、本制度の対象者が役員株式給付規定に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

## 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各役位を踏まえた適正な水準を用いることとする。具体的には、常勤取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役および非常勤取締役については、その責務に鑑み、基本報酬のみを支給することとする。

### 2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、責務に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### 3. 業績連動報酬等に係る業績指標の内容および額または数の算定方法ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、業績連動型株式報酬と賞与とする。業績連動型株式報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映したものとし、役位、連結営業利益の予算に対する達成度合い（中期経営計画における当初計画および修正後計画のそれぞれについて、連結営業利益予算達成率が50%未満の場合は報酬等に連動する達成係数を0、同達成率が50%の場合は同達成係数を0.5、同達成率が150%以上の場合は同達成係数を1.5とする。）に応じて算出された額のうち70%を株式として毎年一定の時期に、30%を金銭報酬として退任時に支給する。予算となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、経営諮問委員会の答申を受け、決定するものとする。また、短期的な業績向上に対して賞与を支給する場合がある。

### 4. 基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

常勤取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、経営諮問委員会において検討を行う。5. の委任を受けた代表取締役社長は、経営諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲を基準として取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類別の割合の目安は、基本報酬：業績連動報酬等（非金銭報酬等を含む）＝83：17とする（KPIを100%達成の場合）。

役位	基本報酬	業績連動報酬等		
		非金銭報酬等	金銭報酬	賞与
取締役会長	83%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
代表取締役社長	83%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
取締役副社長	83%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
専務取締役	83%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
常務取締役	83%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
取締役	83%	11.9%	5.1%	支給する場合がある

(注)業績連動報酬等は、業績連動型株式報酬および賞与であり、業績連動型株式報酬のうち70%（全体比率のうち11.9%）が非金銭報酬等である。

#### 5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および常勤取締役の業績連動型株式報酬と賞与の評価配分とする。経営諮問委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に従って、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう原案の答申を行うものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容をふまえて決定する。

# 本株主総会後の取締役会役員のスキルマトリックス（予定）

（注）第79回定時株主総会招集ご通知に記載の各候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会役員のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

## 【スキル項目の選定理由】

経営	経営に関する重要事項を決定し、職務の執行状況を監督するにあたり、経営の見識・経験が必要であるため。
グローバル	中期経営計画で掲げる「成長投資とグローバル展開」を実現するにあたり、グローバルの見識・経験が必要であるため。
財務・経理	持続可能な経営基盤の強化を実現するにあたり、財務・経理の見識・経験が必要であるため。
サステナビリティ・人的資本	サステナビリティを重視した経営の推進にあたり、サステナビリティ・人的資本成関連の見識・経験が必要であるため。
内部統制・法務・コンプライアンス	事業活動に伴う様々なリスクに適切に対応し、健全な事業運営の監督を行うための専門的な見識・経験が必要であるため。
営業・マーケティング	売上と利益の規模と質を高めるにあたり、営業・マーケティングの見識・経験が必要であるため。

2026年6月25日現在

		多様性		スキル					
		年齢	性別	経営	グローバル	財務・経理	サステナビリティ・人的資本	内部統制・法務・コンプライアンス	営業・マーケティング
取締役会長	千葉尚登	67	男	○	○		○	○	○
代表取締役社長 社長執行役員	阿部邦明	57	男	○	○		○	○	○
取締役 専務執行役員	鯛健一	59	男	○	○		○		○
取締役 社外独立	井出雄三	71	男	○	○		○		○
取締役 社外独立	辻田淑乃	61	女	○	○	○			
取締役 社外独立	西本強	52	男		○		○	○	
常勤監査役	坂井尚文	62	男	○				○	○
常勤監査役 社外独立	下澤秀樹	63	男			○		○	
監査役	上垣内義博	53	男	○	○				○
監査役 社外独立	須永明美	64	女	○		○		○	

以上

# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1. 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、物価高の影響を受け、とくに食料品を中心に節約志向が顕在化しています。2025年の消費者物価上昇率（生鮮食品を除く）は3.1%となり、前年に比べて加速しており、家計への負担が一層増加しています。今後も円安が継続した場合、輸入品の価格上昇によるインフレ圧力がさらに強まる可能性があります。

国外に目を向けると、中東情勢の緊迫化が続いており、原油価格の高騰や供給不足の深刻化によって、原材料の調達に難航するなど、厳しい市場環境が続いています。

当業界においても、畜肉の現地相場の高騰や円安の影響により、調達コストの増加が顕著となっています。さらに、国内外で疾病問題が発生しており、これらの要因が重なって、厳しい事業環境を強いられています。

このような状況の中、当社グループは「目指す姿」である「おいしさと感動で、食文化と社会に貢献」という基本的な考えのもと、中期経営計画の達成に向けて、「持続可能な経営基盤の強化」と「外部環境の変化に対応した収益基盤の構築」及び「成長投資とグローバル展開」を基本方針と位置づけ諸施策を講じてまいりました。この結果、売上高は4,755億74百万円（前期比3.8%増）となり、利益面におきましては、営業利益は91億31百万円（前期比2.0%増）、経常利益は111億85百万円（前期比6.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は45億87百万円（前期比35.2%減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

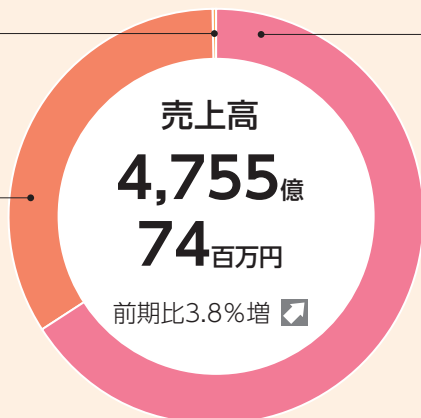
## ■ セグメント別概況

その他

0.2%

食肉事業部門

33.7%



加工食品事業部門

66.1%

- ① ハム・ソーセージ部門
- ② 加工食品部門

### 加工食品事業部門

売上高

3,146億27百万円

前期比0.4%増

セグメント利益

79億28百万円

前期比0.1%増

### 食肉事業部門

売上高

1,600億64百万円

前期比11.0%増

セグメント利益

19億31百万円

前期比60.4%増

## 加工食品事業部門

2025年4月に2022年2月以降、通算7回目のハム・ソーセージ商品及び加工食品の価格改定を行い、販売先への納品価格の引き上げを実施いたしました。業界全体では、生産数量が前年を下回る厳しい環境が継続していますが、当社は販売数量を増やし、シェアは昨年度に引き続き上昇いたしました。

### ①ハム・ソーセージ部門

主力ブランドの「香薫®あらびきポークウインナー」は、2個束商品に加え、大袋ジッパー付き商品の販売も引き続き好調に推移し、多くの取引先様で定番として取り扱って頂いております。また、「スマイルUP!®」シリーズのロースハムやベーコンの販売が好調に推移し、当社主力ブランドのひとつとして浸透しました。販売促進政策では、東京ディズニーリゾート®ご招待キャンペーンや宝塚歌劇団貸切公演キャンペーン、TVCMやSNSを活用することで、販売シェアの拡大を図ることが出来ました。

その結果、コンシューマ商品の売上高は前年を上回りました。業務用商品はコンビニエンスストア向け商品の販売不振の影響もあり、売上高が前年を下回りましたが、ハム・ソーセージ全体の売上高は前年を上回る結果となりました。



## ②加工食品部門

加工食品部門では、主力コンシューマ商品の「スパイススティック」、サラダチキン群では「サラダチキンバー」の拡充に努めることができました。また、業務用商品ではコンビニエンスストア向け商品の販売好調の影響もあり、前年を上回りました。

コンビニエンスストア向けのベンダー事業については、コンビニエンスストアの客数減少の影響もあり売上高、利益面ともに前期を下回る結果となりました。



これらの結果、加工食品事業部門は、売上高3,146億27百万円(前期比0.4%増)となり、セグメント利益79億28百万円(前期比0.1%増)となりました。

## 食肉事業部門

海外畜肉相場高と円安の継続により、食肉事業の環境は厳しい状況が継続しています。

また、国内外で発生した疾病問題や、猛暑による国産豚肉価格の高止まりも販売活動の動向に大きく影響しています。

消費者動向においても、牛から豚、豚から鶏へと購買変化が生じ、流通業界でも売り場や商品の見直し等が行われました。その様な環境のなか、当社としては、得意先への価格転嫁を進めるとともに、相場に連動した取引への変更や取引先への積極的な販売強化により、販売数量は前年を上回ることが出来ました。

これらの結果、食肉事業部門は、売上高1,600億64百万円（前期比11.0%増）となり、セグメント利益19億31百万円（前期比60.4%増）となりました。

## その他

その他事業（理化学機器の開発・製造・販売等）の売上高8億82百万円（前期比30.4%増）となり、セグメント利益2億92百万円（前期比3.4%減）となりました。

各セグメント別売上高は下表のとおりであります。

セグメント別	金額（百万円）	構成比（%）	前期比増減（%）
加工食品事業部門	314,627	66.1	0.4
食肉事業部門	160,064	33.7	11.0
その他	882	0.2	30.4
合計	475,574	100.0	3.8

## (2) 対処すべき課題

中東情勢の緊迫化等、大国の政策変更の余波を受け、今後の我が国の経済は、予見が困難な環境が継続する見通しです。業界としても、海外情勢の変化や気候変動による自然災害や疾病問題が、原材料コストに大きく影響を及ぼすことが予想されます。また、物価上昇にともなう賃金引上げや物流コスト問題など、厳しい環境が継続しております。

このような状況のなか、当社グループは「おいしさと感動で、食文化と社会に貢献」という目指す姿の実現に向けて、営業力・開発力・商品力の強化により、売上と利益の規模と質を高めると同時に、サステナビリティを重視した経営を推進します。

「いつも、ずっと、お客様に愛され、支持される会社」を基本方針として、中期経営計画の達成に向けて「持続可能な経営基盤の強化」と「外部環境の変化に対応した収益基盤の構築」を具体化するとともに「成長投資とグローバル展開」を通して永続的なグループの発展に努めてまいります。

### 「持続可能な経営基盤の強化」

資本コストと株価を意識した経営を行い、人材の確保と育成による変革意識の醸成に向けては、新卒採用の強化やローテーションの実践、キャリア人材の採用による多様な人材の獲得を行うとともに、社員教育プログラムの拡充を図ります。脱炭素・循環型社会の実現に向けた取り組みについては、再生エネルギーの活用拡大やサステナ投資計画の推進、温室効果ガス排出量の削減を進めてまいります。

### 「外部環境の変化に対応した収益基盤の構築」

既存事業の基礎収益力の向上に向けて、コストアップを吸収するための値上げを完遂しつつ販売チャネルの拡大に取り組みます。生産においては、原料調達不安を踏まえた生産対応の検討や老朽化工場・設備の更新計画の立案を進めてまいります。事業基盤の強化に向けては、安全対策の強化や重大災害の未然防止への取り組みを行ってまいります。またブランド・商品ポートフォリオ戦略に基づく、次なる収益の柱の開発や育成を進めてまいります。物流面では、持続可能なサプライチェーンの構築に向けて物流網の競合依存脱却の検討、モーダルシフトの推進、積卸の工夫等、物流効率化の取り組みを行います。食肉においては、持続可能な調達体制の構築、アニマルウェルフェア、生物多様性問題への対応を進めてまいります。

### 「成長投資とグローバル展開」

当社の親会社である伊藤忠商事（株）及びそのグループ企業とのコラボレーションを主体とした国内外事業展開に向けて取り組んでまいります。また、成長領域への挑戦と新技術の開発・導入を進めてまいります。

これからも、内部統制機能とコンプライアンス体制のより一層の充実に努め、コーポレートガバナンス体制の強化と、サステナビリティを重視した経営を推進するとともに、「いつも、ずっと、お客様に愛され、支持される会社」を目指し、企業としての継続的な経営革新を実行してまいります。

### (3) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資（有形固定資産、ソフトウェア等）の総額は193億83百万円であり、主なものは次のとおりです。

当社	各工場製品生産ライン設備等の整備 基幹システム構築
プライムデリカ株式会社	各工場製品生産ライン設備等の整備

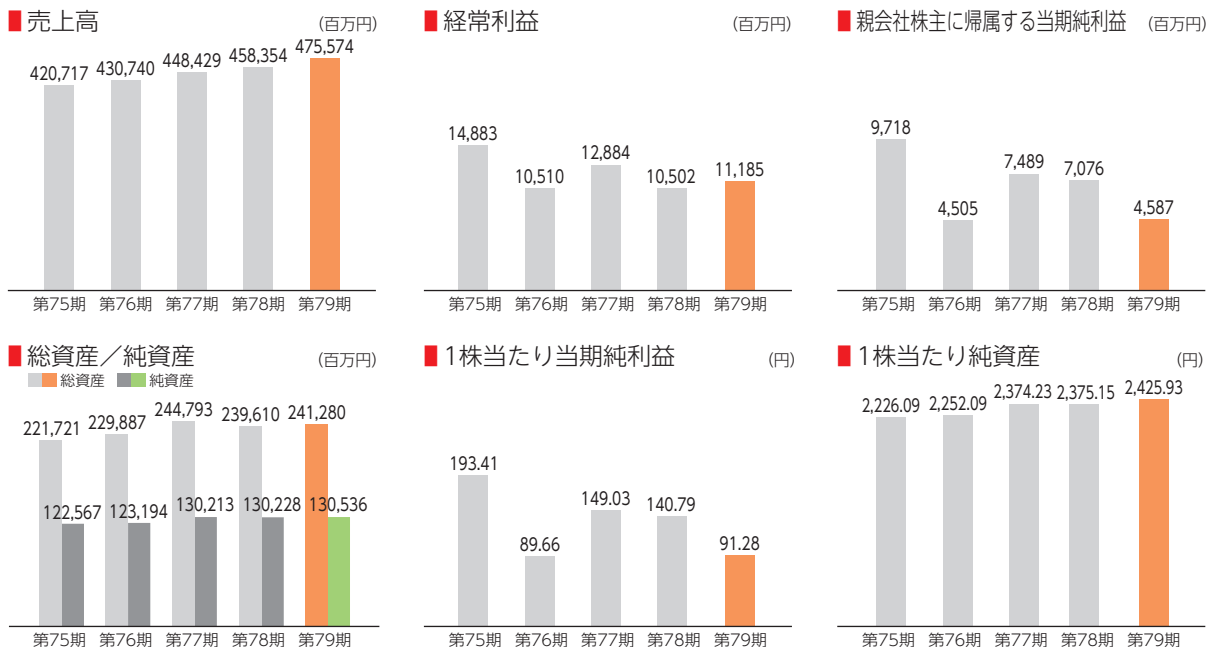
### (4) 資金調達の状況

当期中の資金調達として記載すべき重要な事項はありません。

### (5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	第75期 (2022年3月期)	第76期 (2023年3月期)	第77期 (2024年3月期)	第78期 (2025年3月期)	第79期 (2026年3月期)
売上高	(百万円)	420,717	430,740	448,429	458,354	475,574
経常利益	(百万円)	14,883	10,510	12,884	10,502	11,185
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	9,718	4,505	7,489	7,076	4,587
1株当たり当期純利益	(円)	193.41	89.66	149.03	140.79	91.28
総資産	(百万円)	221,721	229,887	244,793	239,610	241,280
純資産	(百万円)	122,567	123,194	130,213	130,228	130,536
1株当たり純資産額	(円)	2,226.09	2,252.09	2,374.23	2,375.15	2,425.93

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済普通株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。1株当たり純資産額は期末発行済普通株式総数から期末自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。
3. 第75期まで、配合飼料価格安定制度に係る収入及び費用については「営業外収益」及び「営業外費用」に計上していましたが、第76期より、「売上高」及び「販売費及び一般管理費」として計上する方法に変更を行っております。なお、第75期については遡及修正後の数値を記載しております。



## (6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社は、ハム・ソーセージ、食肉及び加工食品の製造販売を主要な事業としております。

## (7) 主要な事業所等 (2026年3月31日現在)

- ① 本社 東京都品川区東品川4丁目12番2号
- ② 支店等 東北（宮城）、関東（東京）、中部（愛知）、関西（大阪）、中四国（広島）、九州（福岡）
- ③ 工場 北海道、茨城、三重、鹿児島
- ④ 物流センター 関東（茨城）、三重、福岡
- ⑤ 研究機関 基礎研究所（茨城）、製造・技術部（機械開発担当部門）（茨城）

## (8) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

	従業員数	対前期末増減
加工食品事業部門	14,385名	301名減
食肉事業部門	922名	30名増
その他	418名	35名増
合計	15,725名	236名減

- (注) 1. 従業員数は、雇用期間1ヶ月以上の契約社員・派遣社員等の臨時従業員を含みます。  
2. 従業員数は、出向者を除き受入出向者を含めて記載しております。  
3. 従業員数には、役員は含みません。

### ② 当社従業員の状況

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
2,177名	60名増	41.4歳	16.5年

- (注) 1. 従業員数は、雇用期間1ヶ月以上の契約社員・派遣社員等の臨時従業員を含みます。  
2. 従業員数は、出向者を除き受入出向者を含めて記載しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 親会社の状況

当社の親会社である伊藤忠商事(株)は、当社普通株式を23,336千株（議決権所有割合46.42%）所有しています（間接所有分は含まない。）。

### ② 親会社との間の取引に関する事項

当社は、伊藤忠商事(株)から原材料の購入取引を行っており、また、伊藤忠商事(株)に商品・製品の販売等を行っております。

#### I. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

原材料の購入については、親会社以外からも複数の見積りを入手し、市場の実勢価格を勘案して仕入先を決定しております。親会社との取引については、当該取引の当社の事業上の必要性を検討し、取引条件の市場価格・水準を勘案する等、当該取引が第三者との通常の取引と比べて著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

## Ⅱ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社との取引については、取締役会において当該取引の必要性及び取引条件の妥当性に留意のうえ審議し、当社の利益を害するものではないと判断いたしました。なお、当社は、親会社の従業員を役員として受け入れておりますが、当社取締役会においては、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、社外取締役や社外監査役からも当社経営に対する適切な意見を得ながら多面的な議論を経ております。

## Ⅲ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合のその意見

該当事項はありません。

### ③ 親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等の概要

該当事項はありません。

### ④ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
プライムデリカ株式会社	100百万円	60%	調理パン・軽食・デザート等の製造
プリマハムミートファクトリー株式会社	100百万円	100%	食肉の加工製造、惣菜類の調理、販売
秋田プリマ食品株式会社	100百万円	100%	調理食品の製造
プリマ食品株式会社	100百万円	100%	調理食品の製造
プライムフーズ株式会社	100百万円	65%	調理食品の製造
プリマルーケ株式会社	100百万円	60%	調理食品の製造
PRIMAHAM (THAILAND) CO.,LTD.	429百万 バーツ	100%	冷凍調理食品及びハム・ソーセージの製造
PRIMAHAM FOODS (THAILAND) CO.,LTD.	120百万 バーツ	100%	調理食品の製造
太平洋ブリーディング株式会社	100百万円	100%	豚の繁殖・肥育
有限会社肉質研究牧場	499百万円	100%	豚の繁殖・肥育

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社10社を含む28社であります。当社は、2025年11月28日付で、当社の保有する株式会社プライムベーカーリーの株式を売却し、同社を持分法適用会社から除外いたしました。

2. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

## (10) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	期末借入金残高
日本政策金融公庫	5,848百万円
農林中央金庫	5,177百万円
日本政策投資銀行	4,561百万円
シンジケートローン	2,904百万円
みずほ銀行	513百万円

## (11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (13) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2025年11月28日付で、当社の保有する株式会社プライムベーカーリーの株式を売却し、同社を持分法適用会社から除外いたしました。

## (14) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項

### (1) 当社の株式の状況 (2026年3月31日現在)

- |            |                            |
|------------|----------------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 70,000,000株                |
| ② 発行済株式の総数 | 50,524,399株 (自己株式189,451株) |
| ③ 株主数      | 29,844名                    |

## (2) 大株主の状況 (2026年3月31日現在)

株主名	持株数	持株比率
伊藤忠商事株式会社 (注) 1	23,336千株	46.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,216千株	6.39%
伊藤忠食品株式会社	2,262千株	4.50%
学校法人竹岸学園	900千株	1.79%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	853千株	1.70%
株式会社サンショク	700千株	1.39%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	510千株	1.01%
日本生命保険相互会社	446千株	0.89%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	393千株	0.78%
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	392千株	0.78%

- (注) 1. 発行済株式 (自己株式を除く。) の総数の10分の1以上の株式を保有しています。  
2. 自己株式には株式給付信託 (BBT) にかかる信託口が保有する当社株式を含めておりません。  
3. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第3位以下を四捨五入して表示しています。  
4. 持株比率は発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合で表記しています。

## (3) 1単元の株式数 (2026年3月31日現在)

単元株式数は、100株であります。

## (4) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

氏名	会社における地位	担当及び重要な兼職状況
千葉 尚 登	代表取締役社長	社長執行役員
鯛 健 一	取締役	常務執行役員総合企画本部長兼総合企画部長兼IT推進部長
山下 丈	取締役	弁護士
井出 雄 三	取締役	コスモ(株)社外取締役
辻田 淑 乃	取締役	(株)ルリ工代表取締役、 ユキグニファクトリー(株)社外取締役、 ユカイ工学(株)取締役
坂井 尚 文	常勤監査役	
下澤 秀 樹	常勤監査役	
阿部 邦 明	監査役	伊藤忠商事(株)上席執行理事生鮮食品部門長、 Dole International Holdings(株)代表取締役、 DOLE ASIA HOLDINGS PTE. LTD./Director、 PT.ANEKA TUNA INDONESIA/President Commissioner、 HyLife Group Holdings LTD./ Director
須永 明 美	監査役	須永公認会計士事務所所長、 (株)丸の内ビジネスコンサルティング代表取締役、 税理士法人丸の内ビジネスコンサルティング代表社員、 丸の内監査法人代表社員、 ウシオ電機(株)社外取締役監査等委員、 養命酒製造(株)社外取締役監査等委員、 カヤバ(株)社外取締役、 ライオン(株)社外監査役

- (注) 1. 取締役山下 丈氏、取締役井出 雄三氏及び取締役辻田 淑乃氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役山下 丈氏、取締役井出 雄三氏、取締役辻田 淑乃氏、監査役下澤 秀樹氏及び監査役須永 明美氏は、(株)東京証券取引所の各規則に定める独立役員として取引所に届け出ております。
3. 監査役下澤 秀樹氏及び監査役須永 明美氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
4. 監査役下澤 秀樹氏は、金融機関における長年の経験と知識から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役須永 明美氏は、公認会計士、税理士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役阿部 邦明氏は、2026年3月31日付で、監査役を辞任により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役山下 丈氏、取締役井出 雄三氏、取締役辻田 淑乃氏、監査役坂井 尚文氏、監査役下澤 秀樹氏、監査役阿部 邦明氏、監査役須永 明美氏と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償が請求された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険の被保険者の範囲は当社及び子会社・孫会社の取締役、監査役、執行役員、会計監査人、管理・監督の立場にある従業員及び社外派遣役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各役位を踏まえた適正な水準を用いることとしております。具体的には、常勤取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役及び非常勤取締役については、その責務に鑑み、基本報酬のみを支給することとしております。当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、責務に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。業績連動報酬等は、業績連動型株式報酬と賞与としております。業績連動型株式報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映したものとし、役位、連結営業利益の目標値に対する達成度合い（中期経営計画における当初計画及び修正後計画のそれぞれについて、連結営業利益目標達成率が50.0%未満の場合は報酬等に連動する達成係数を0、同達成率が50.0%の場合は同達成係数を0.5、同達成率が150.0%以上の場合は同達成係数を1.5とします。）に応じて算出された額のうち70.0%を株式として、30.0%を金銭報酬として退任時に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、経営諮問委員会の答申を受け、決定するものとしております。なお、基幹システム稼働延期に伴い、2025年度においては当該費用を予算から除外して計算しております。また、短期的な業績向上に対して賞与を支給する場合がございます。

常勤取締役の報酬等の種類毎の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、経営諮問委員会において検討を行っております。

なお、報酬等の種類毎の割合の目安は、基本報酬：業績連動報酬等（非金銭報酬等を含む）＝83：17としております（KPIを100.0%達成の場合）。

役位	基本報酬	業績連動報酬等		
		非金銭報酬等	金銭報酬	賞与
代表取締役会長	83.0%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
代表取締役社長	83.0%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
取締役副社長	83.0%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
専務取締役	83.0%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
常務取締役	83.0%	11.9%	5.1%	支給する場合がある
取締役	83.0%	11.9%	5.1%	支給する場合がある

（注）業績連動報酬等は、業績連動型株式報酬及び賞与であり、業績連動型株式報酬のうち70.0%（全体比率のうち11.9%）が非金銭報酬等であります。

なお、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）は、2021年2月10日に取締役社長及び独立社外取締役2名で構成された経営諮問委員会の答申を経た上で、取締役会で決定しています。

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・ 2018年6月28日開催第71回定時株主総会決議事項
  - I. 取締役の報酬等の額は、年額400百万円以内（うち社外取締役については50百万円以内）とする
  - II. 業績連動型株式報酬制度は以下の通りとする
    1. 当社株式の取得の原資とするために当社が拠出する信託財産の上限を3事業年度ごとに390百万円とする
    2. 取締役に対するポイント付与上限を1事業年度ごとに130,000ポイントとする
 当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は2名）です。

（注）2018年10月1日に、当社株式について5株を1株とする株式併合を実施しているため、現在の取締役に対するポイント付与上限数は1事業年度ごとに26,000ポイントとなります。
- ・ 2021年6月29日開催第74回定時株主総会決議事項
  - I. 監査役の報酬等の額は、年額70百万円以内とする。
 当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び常勤取締役の業績連動型株式報酬と賞与の評価配分としております。経営諮問委員会は、当該権限が決定方針に従って代表取締役社長によって適切に行使されるよう原案の答申を行うものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて決定をいたします。

### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動型 株式報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	145 (36)	133 (36)	11 (—)	— (—)	5 (3)
監査役 (うち社外監査役)	49 (26)	49 (26)	— (—)	— (—)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	194 (63)	183 (63)	11 (—)	— (—)	9 (5)

- (注) 1. 当社は取締役に対し、使用人としての報酬は支給していません。
2. 業績連動型株式報酬の額は、当事業年度に計上した株式給付引当金繰入額です。
3. 上記の業績連動型株式報酬は、取締役会があらかじめ定めた決定方針に従ったものであり、その内容については、上記「③取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。なお、上記の業績連動型株式報酬に関し、当事業年度における業績指標は連結営業利益であり、その目標は2023年度に策定した中期経営計画における2025年度予算の17,443百万円と2025年度に策定した中期経営計画における2025年度予算の14,947百万円です。結果、2025年度の連結営業利益の実績は9,131百万円となりました。
4. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたっては、取締役会決議にもとづき、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行う立場から、代表取締役会長千葉 尚登氏がその具体的内容について委任を受けました。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び常勤取締役の業績連動型株式報酬の評価配分となっております。上記「③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項」に記載のとおり、同氏の権限が決定方針に照らして適切に行使されるよう、経営諮問委員会が原案の答申を行ったうえで、同氏が当該答申の内容を踏まえて決定しており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬等の内容が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

## (5) 社外役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

### ① 他の法人等との兼任状況 (他の会社の業務執行者である場合) 及び当社と当該他の会社との関係

取締役辻田 淑乃氏は、(株)ルリエの代表取締役及びユカイ工学(株)の取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役須永 明美氏は、須永公認会計士事務所所長及び(株)丸の内ビジネスコンサルティングの代表取締役、税理士法人丸の内ビジネスコンサルティングの代表社員、丸の内監査法人の代表社員を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 他の会社の社外役員等の兼任状況

取締役井出 雄三氏は、コスモ(株)の社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役辻田 淑乃氏は、ユキグニファクトリー(株)の社外取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役須永 明美氏は、ウシオ電機(株)の社外取締役監査等委員及び養命酒製造(株)の社外取締役監査等委員、カヤバ(株)の社外取締役、ライオン(株)の社外監査役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会 (15回開催)		主な活動状況
		出席回数	出席率	
取締役	山下 丈	15回	100%	議案・審議等につき、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っています。
取締役	井出 雄三	15回	100%	議案・審議等につき、経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
取締役	辻田 淑乃	15回	100%	議案・審議等につき、豊富な経験と高度な専門的知見から発言を行っています。

		取締役会 (15回開催)		監査役会 (16回開催)		主な活動状況
		出席回数	出席率	出席回数	出席率	
監査役	下澤 秀樹	15回	100%	16回	100%	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全会に出席し、議案・審議等につき発言するほか、常勤監査役として取締役の職務執行の監査を行っています。
監査役	須永 明美	15回	100%	16回	100%	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全会に出席し、公認会計士、税理士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を活かして、監査役として取締役の職務執行の監査を行っています。また、監査役会においても、当社の経理関連に関して、専門的見地から、積極的に発言を行っています。

④ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏名	概要
山下 丈	弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、独立した立場からの当社の経営の監視・監督を期待され、取締役会機能の強化と業務執行の監督などに十分な役割・責務を果たしております。
井出 雄三	井出 雄三氏は、グローバルな大手製造業の企業経営を担い、豊富な経験と海外事業展開、経営戦略、サステナビリティや営業・マーケティングに関する深い見識を有しております。このことより、当社が経営戦略を推進していく上で、独立した立場から監視、支援及び適切な助言を期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしております。また、同氏が選任された場合は、経営諮問委員会委員としても当社の役員候補者の選解任に関する事項、役員報酬に関する事項、コーポレート・ガバナンスに関する重要な事項等について客観的・中立的立場で関与頂く予定です。
辻田 淑乃	辻田 淑乃氏は、国内外企業におけるグローバルで豊富な経験と、経営及び多様性に関する深い見識、財務・経理に関する高度な専門知識を有しております。このことより、当社が経営戦略を推進していく上で、独立した立場から監視、支援及び適切な助言を期待できることから、社外取締役候補者といたしております。また、同氏が選任された場合は、経営諮問委員会委員としても当社の役員候補者の選解任に関する事項、役員報酬に関する事項、コーポレート・ガバナンスに関する重要な事項等について客観的・中立的立場で関与頂く予定です。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益等の合計額	87百万円
②上記①の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	74百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、会計監査人の報酬等の額としては、その合計額を②に記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、前期の監査計画・監査の遂行状況、当該期の報酬見積りの相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

### (4) その他の重要な報酬の内容

当社の一部の海外連結子会社は、当社の会計監査人等と同一のネットワークに属しているアーンスト・ヤングに対して、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

### (5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法の法令に違反・抵触した場合、及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、その他必要と判断した場合、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、また、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第79期 2026年3月31日現在	(ご参考) 第78期末 2025年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>103,670</b>	<b>99,561</b>
現金及び預金	9,763	12,288
受取手形及び売掛金	49,293	48,383
商品及び製品	25,715	26,025
原材料及び貯蔵品	5,509	4,839
仕掛品	4,527	4,624
預け金	385	132
その他	8,477	3,269
貸倒引当金	△1	△1
<b>固定資産</b>	<b>137,610</b>	<b>140,049</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>94,187</b>	<b>97,006</b>
建物及び構築物	52,547	54,614
機械装置及び運搬具	17,739	18,054
土地	19,745	19,940
リース資産	935	1,113
建設仮勘定	1,928	1,874
その他	1,291	1,410
<b>無形固定資産</b>	<b>22,074</b>	<b>14,248</b>
ソフトウェア	695	464
ソフトウェア仮勘定	20,998	12,802
のれん	－	375
その他	380	607
<b>投資その他の資産</b>	<b>21,348</b>	<b>28,794</b>
投資有価証券	3,901	9,275
長期貸付金	68	76
長期前払費用	1,294	2,007
退職給付に係る資産	14,138	13,053
繰延税金資産	638	3,169
その他	1,360	1,284
貸倒引当金	△53	△73
<b>資産合計</b>	<b>241,280</b>	<b>239,610</b>

科 目	第79期 2026年3月31日現在	(ご参考) 第78期末 2025年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>85,328</b>	<b>81,718</b>
支払手形及び買掛金	57,476	57,202
リース債務	368	485
賞与引当金	1,703	1,616
未払法人税等	3,105	2,157
短期借入金	155	234
1年内返済予定長期借入金	4,774	4,754
その他	17,744	15,267
<b>固定負債</b>	<b>25,414</b>	<b>27,663</b>
長期借入金	14,082	15,856
退職給付に係る負債	4,223	4,564
役員株式給付引当金	118	88
リース債務	546	746
繰延税金負債	3,593	3,590
再評価に係る繰延税金負債	2,154	2,154
資産除去債務	547	414
その他	148	246
<b>負債合計</b>	<b>110,743</b>	<b>109,382</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>111,666</b>	<b>111,107</b>
資本金	7,908	7,908
資本剰余金	10,218	10,219
利益剰余金	93,913	93,352
自己株式	△374	△372
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>10,265</b>	<b>8,274</b>
その他有価証券評価差額金	1,953	1,537
繰延ヘッジ損益	△61	△33
土地再評価差額金	4,471	4,471
為替換算調整勘定	3,406	2,469
退職給付に係る調整累計額	495	△170
<b>非支配株主持分</b>	<b>8,604</b>	<b>10,846</b>
<b>純資産合計</b>	<b>130,536</b>	<b>130,228</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>241,280</b>	<b>239,610</b>

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第79期	(ご参考) 第78期末
	2025年4月1日から2026年3月31日まで	2024年4月1日から2025年3月31日まで
売上高	475,574	458,354
売上原価	422,998	409,868
売上総利益	52,575	48,486
販売費及び一般管理費	43,444	39,537
営業利益	9,131	8,948
営業外収益	2,421	1,965
受取利息	327	275
受取配当金	358	91
持分法による投資利益	—	6
為替差益	562	383
補助金収入	370	304
その他	802	904
営業外費用	366	411
支払利息	181	146
デリバティブ評価損	—	140
持分法による投資損失	4	—
資金調達費用	39	38
その他	140	86
経常利益	11,185	10,502
特別利益	1,152	2,688
固定資産売却益	54	3
投資有価証券売却益	231	2,324
補助金収入	100	221
関連会社株式売却益	501	—
受取保険金	265	139
その他	0	0
特別損失	3,665	2,269
固定資産売却損	3	25
減損損失	2,716	1,284
火災損失	170	—
固定資産除却損	657	903
投資有価証券売却損	99	—
投資有価証券評価損	—	49
その他	17	6
税金等調整前当期純利益	8,673	10,921
法人税、住民税及び事業税	4,212	3,666
法人税等調整額	2,046	121
法人税等合計	6,259	3,788
当期純利益	2,413	7,133
非支配株主に帰属する当期純利益	△2,174	57
親会社株主に帰属する当期純利益	4,587	7,076

連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,908	10,219	93,352	△372	111,107
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△4,026		△4,026
親会社株主に帰属する当期純利益			4,587		4,587
自己株式の取得				△1	△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△0			△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	561	△1	559
当期末残高	7,908	10,218	93,913	△374	111,666

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,537	△33	4,471	2,469	△170	8,274	10,846	130,228
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△4,026
親会社株主に帰属する当期純利益								4,587
自己株式の取得								△1
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額 (純額)	415	△27	-	936	665	1,991	△2,241	△250
連結会計年度中の変動額合計	415	△27	-	936	665	1,991	△2,241	308
当期末残高	1,953	△61	4,471	3,406	495	10,265	8,604	130,536

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第79期 2026年3月31日現在	(ご参考) 第78期末 2025年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>77,034</b>	<b>71,535</b>
現金及び預金	2,065	4,194
受取手形	51	30
売掛金	38,386	36,010
商品及び製品	22,370	22,910
原材料及び貯蔵品	2,480	2,310
仕掛品	456	452
前払費用	1,005	984
短期貸付金	2,700	2,337
未収入金	7,503	2,229
その他	14	75
貸倒引当金	△1	△1
<b>固定資産</b>	<b>93,963</b>	<b>91,111</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>45,599</b>	<b>45,320</b>
建物	24,780	25,357
構築物	1,016	825
機械及び装置	7,976	7,938
車両運搬具及び工具器具備品	629	674
土地	9,282	9,282
リース資産	425	561
建設仮勘定	1,487	679
<b>無形固定資産</b>	<b>20,679</b>	<b>12,492</b>
ソフトウェア	528	334
ソフトウェア仮勘定	20,147	12,153
その他	3	5
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,684</b>	<b>33,297</b>
投資有価証券	3,754	7,874
関係会社株式	6,367	6,730
出資金	323	319
長期貸付金	2,288	3,254
長期前払費用	902	1,458
前払年金費用	13,574	13,213
敷金	432	360
その他	139	143
貸倒引当金	△97	△56
<b>資産合計</b>	<b>170,998</b>	<b>162,646</b>

科 目	第79期 2026年3月31日現在	(ご参考) 第78期末 2025年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>73,896</b>	<b>72,535</b>
買掛金	50,024	50,371
未払費用	4,001	6,998
リース債務	219	336
賞与引当金	664	590
未払金	5,585	699
未払法人税等	2,644	1,060
預り金	9,429	12,017
その他	1,326	459
<b>固定負債</b>	<b>7,951</b>	<b>7,977</b>
退職給付引当金	2,088	2,177
役員株式給付引当金	118	88
リース債務	192	320
資産除去債務	253	123
繰延税金負債	3,100	3,067
再評価に係る繰延税金負債	2,154	2,154
その他	42	45
<b>負債合計</b>	<b>81,847</b>	<b>80,513</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>82,835</b>	<b>76,290</b>
<b>資本金</b>	<b>7,908</b>	<b>7,908</b>
<b>資本剰余金</b>	<b>8,510</b>	<b>8,510</b>
資本準備金	8,509	8,509
その他資本剰余金	1	1
<b>利益剰余金</b>	<b>66,790</b>	<b>60,243</b>
その他利益剰余金	66,790	60,243
固定資産圧縮積立金	43	35
繰越利益剰余金	66,746	60,208
<b>自己株式</b>	<b>△374</b>	<b>△372</b>
<b>評価・換算差額等</b>	<b>6,314</b>	<b>5,842</b>
その他有価証券評価差額金	1,842	1,370
土地再評価差額金	4,471	4,471
<b>純資産合計</b>	<b>89,150</b>	<b>82,133</b>
<b>負債及び純資産合計</b>	<b>170,998</b>	<b>162,646</b>

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第79期	(ご参考)
	2025年4月1日から2026年3月31日まで	第78期末 2024年4月1日から2025年3月31日まで
売上高	353,169	334,519
売上原価	317,089	305,397
売上総利益	36,080	29,122
販売費及び一般管理費	26,667	22,921
営業利益	9,413	6,200
営業外収益	3,813	5,062
受取配当金	2,281	3,774
その他	1,531	1,288
営業外費用	171	274
支払利息	35	32
デリバティブ評価損	—	140
資金調達費用	—	15
その他	136	84
経常利益	13,054	10,989
特別利益	1,441	266
固定資産売却益	1	—
投資有価証券売却益	8	44
補助金収入	—	221
関連会社株式売却益	1,432	—
その他	0	0
特別損失	478	864
固定資産除売却損	80	201
投資有価証券評価損	—	49
関係会社株式評価損	295	611
投資有価証券売却損	99	—
その他	3	1
税引前当期純利益	14,016	10,391
法人税、住民税及び事業税	3,626	2,071
法人税等調整額	△183	277
法人税等合計	3,443	2,348
当期純利益	10,573	8,043

株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	7,908	8,509	1	8,510	35	60,208	60,243	△372	76,290
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△4,026	△4,026		△4,026
当期純利益						10,573	10,573		10,573
自己株式の取得								△1	△1
固定資産圧縮積立金の積立					20	△20	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩					△12	12	-		-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	8	6,538	6,547	△1	6,545
当期末残高	7,908	8,509	1	8,510	43	66,746	66,790	△374	82,835

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,370	4,471	5,842	82,133
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△4,026
当期純利益				10,573
自己株式の取得				△1
固定資産圧縮積立金の積立				-
固定資産圧縮積立金の取崩				-
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）	472	-	472	472
事業年度中の変動額合計	472	-	472	7,017
当期末残高	1,842	4,471	6,314	89,150

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

プリマハム株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會田将之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小宮正俊  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プリマハム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プリマハム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

プリマハム株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 小 宮 正 俊  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プリマハム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

## プリマハム株式会社 監査役会

常勤監査役 下 澤 秀 樹  
常勤監査役 坂 井 尚 文  
監 査 役 須 永 明 美

(注) 監査役 下澤秀樹及び須永明美は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 事業概要

## 加工食品事業

### 【ハム・ソーセージ及び加工食品の製造・販売】

- ハム・ソーセージは国内工場、加工食品は国内外の連結子会社を中心におなじみのコンシューマーパック商品から業務用商品まで、お客様・お取引先様のニーズに対応した商品を生産しています。
- 商品は量販店、コンビニエンスストア、精肉店等で販売されています。また、オンラインショップでも当社商品の購入が可能です。
- 百貨店や量販店において肉の専門店や惣菜・弁当等の直営店も展開しています。



### 【コンビニエンスストア向け商品の製造・販売】

- 最新鋭の調理設備のもと、調理パン、スイーツ、サラダ、軽食、惣菜等、専門店に負けないおいしい商品を、新鮮な状態でお届けしています。



#### 連結グループ会社

● 子会社（14社）

#### 加工食品の製造事業

- 秋田プリマ食品(株)
- プリマ食品(株)
- プライムフーズ(株)
- プリマルーケ(株)

#### コンビニエンスストア向けバンダー事業

- プライムデリカ(株)

#### 食肉、加工食品の販売事業、製造業

- 北海道プリマハム(株)
- 北陸プリマハム(株)
- (株)エッセンハウス
- プリマハムミートファクトリー(株)

#### 海外事業

- PRIMAHAM (THAILAND) CO.,LTD. (タイ)
- PRIMAHAM FOODS (THAILAND) CO.,LTD. (タイ)
- Rudi's Fine Food Pte.Ltd (シンガポール)
- Continental Deli Pte.Ltd (シンガポール)

#### その他

- プリマ環境サービス(株)

2026年3月31日現在

## 食肉事業

### 【養豚関連事業】

- 自社グループ農場及び国内協力農場を通じて、安全・安心で高品質な肉豚を生産しています。

### 【食肉及び加工生肉の製造・販売】

- 海外サプライヤーと協力して安全・安心で高品質なブランドミートをお届けしています。
- 規格肉、スライス済み等の加工生肉、スパイスやタレで調味した調味生肉などを販売しています。
- お肉の通販（EC）サイトの運営をしています。



### 連結グループ会社

● 子会社（10社）

#### 養豚関連事業

- 太平洋ブリーディング(株)
- ジャパンミート(株)
- (有)肉質研究牧場
- (有)かみふらの牧場

#### 食肉の加工事業

- (株)かみふらの工房
- 西日本ベストパッカー(株)

#### 食肉の販売事業

- 関東プリマミート販売(株)
- タッキーフーズ(株)
- ティーエムジーインターナショナル(株)

#### 食肉の物流事業

- プリマロジスティックス(株)

## その他事業

- 人材・情報サービス、食品の検査、理化学機器の販売、食肉製品製造・販売関与等

### 連結グループ会社



● 子会社（4社）

- (株)つくば食品評価センター
- プライムテック(株)
- プリマシステム開発(株)
- プリマ・マネジメント・サービス(株)

2026年3月31日現在

# サステナビリティ

当社グループでは、基本方針の1つに「重要課題（マテリアリティ）の解消に向けた取り組み」を掲げており、サステナビリティ委員会等の活動を通じて対応に取り組んでいます。委員会や分科会での議論を通じて、重要課題（マテリアリティ）に対する目標・KPIを設定しました。

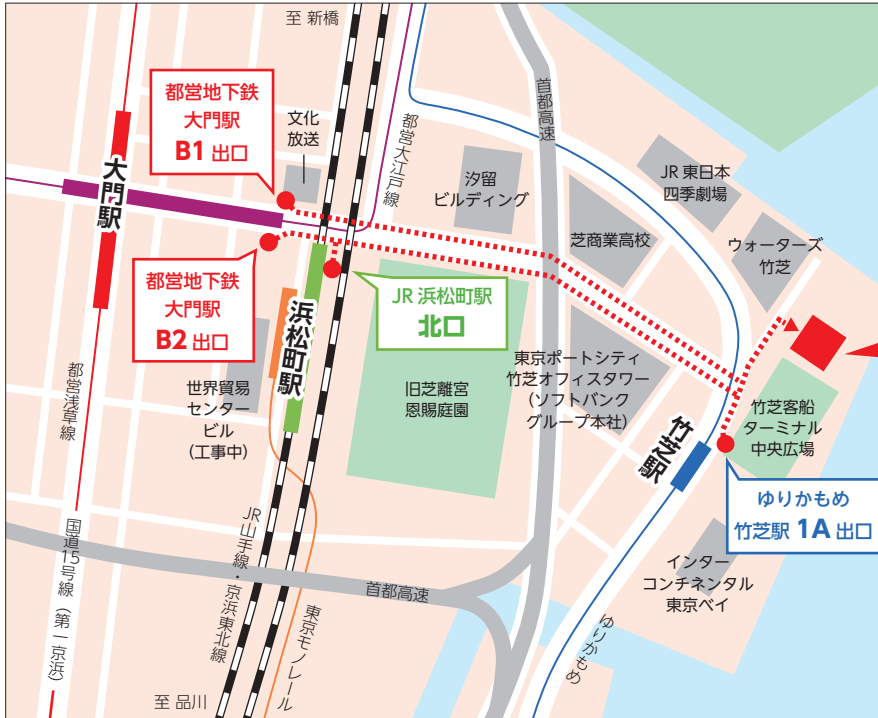
カテゴリー	重要課題	目標・KPI
健康で豊かな食生活を創造する 	食の安全・安心の確保	● 2030年度までに主要な生産工場および農場における食品安全マネジメントシステム導入率100%
	健康に配慮した商品の提案	● 健康配慮型商品のラインアップ拡充
地球環境の保全に貢献する 	温室効果ガス排出量の抑制 (Scope1,2)	● 2030年度までに温室効果ガス排出量24.3%削減（2021年度比） ※海外拠点・豚生体由来は除く
	廃棄物排出量の削減	● 2030年度までに廃棄物排出量（廃プラスチック・食品廃棄物）5%削減（2021年度比） ※製造数量あたりの原単位 ● リサイクル率（食品廃棄物）98%以上 ※排出量ベース
	水使用量の削減	● 2030年度までに水使用量3%削減（2021年度比） ※製造数量あたりの原単位
	プラスチック使用量の削減	● 包装資材に用いるプラスチック使用量削減
	生物多様性の保全	● 温室効果ガス、水使用量、廃棄物等の削減の取り組みを通じ、生物多様性への負荷を軽減
サプライチェーン・マネジメントを強化する 	持続可能な原材料調達の実現	● 重要一次食材サプライヤーの自主監査率100%
	アニマルウェルフェアへの対応	● 国際基準（WOAHコード）に沿った自社養豚事業の飼養管理実施 ● アニマルウェルフェアに配慮した原材料調達
働きがいのある職場環境をつくる 	多様な働き方の尊重、推進	● 2030年度までに年次有給休暇取得率90%、年間実総労働時間の削減 ※対象はプリマハム㈱の全従業員 ● 2030年度までに男性育休取得率100%、女性採用比率40%以上 ※男性育休取得率は5日以上で取得としてカウント ※対象はプリマハム㈱の社員 ● 2030年度までに人権に関する従業員教育実施率100%、人的デューデリジェンスの実施（年1回） ※対象は全グループ会社 ● 2030年度までに障がい者雇用率2.7%の達成 ※対象はプリマハム㈱（特例子会社含む）
	優秀な人材の雇用と育成	● 2030年度までに管理職に占める女性比率10% ※対象はプリマハム㈱の社員
	心身の健康に配慮した労働安全衛生	● 従業員および家族が心と体も健康で、充実した生活をおくれるよう、健康維持・健康増進の活動を推進
経営基盤を強化する 	コーポレートガバナンスの強化	● 公正、透明、自由な競争ならびに適正な取引の遂行 ● 従業員一人ひとりのコンプライアンス意識のさらなる醸成に向けた取り組みを推進 ● ステークホルダーへの適切な情報開示とESG評価機関の評価向上 ● TCFD提言およびTNFD提言に沿った情報開示による開示充実

# 株主総会会場ご案内図

会場

アジュール竹芝13階「飛鳥の間」 東京都港区海岸1丁目11番2号

電話 (03) 3437-2011



BAYSIDE HOTEL  
**AZUR**  
takeshiba



ベイサイドホテル  
アジュール竹芝

交通

● 東京臨海新交通「ゆりかもめ」

● JR山手線・京浜東北線

● 都営浅草線 ● 都営大江戸線

竹芝駅より徒歩 1分

浜松町駅北口より

大門駅出口「B1」「B2」

竹芝方向へ徒歩 7分

より徒歩10分

フリマール株式会社

UD  
FONT

